

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第119号-続報②

今回のテーマ「福岡県の外国人技能実習生受入企業支援-続報②」について

情報通信119号の続報です。補助金に関するQ&Aが追加掲載されています。

福岡県ホームページ → <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaikokujinhojyo.html>

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金

1 補助の対象となる外国人技能実習生等について

Q1-1 ①本社は県外に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県内の場合、補助の対象となるか。  
②本社は県内に所在するが、外国人技能実習生等が就労する事業所等が県外の場合、補助の対象となるか。]

A 補助の対象となるのは、福岡県内に所在する事業所が外国人技能実習生等の受入れを行った場合です。お尋ねの例では、以下のとおりとなります。

- ① 補助の対象となり得ます。
- ② 補助の対象とはなりません。

Q1-2 検疫所に待機場所を申告した書類(健康カードの写しや質問票の写し)が手元に残っていないが、どうすればよいか。

A 前提として、宿泊施設は受入企業・団体が確保していただく必要があるため(厚生労働省Q&A)、宿泊場所を申告した書類が必要となります。

ただし、申告した書類(健康カードの写しや質問票の写し)が提出できない場合は、検疫所に申告した待機場所と相違ないことを確認のうえ、補助金交付申請書2頁の下の方のチェック欄にチェックを入れてください。

2 補助対象経費について

Q2-1 消費税の取扱いはどうなるか。

A 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まれません。補助金交付申請書の支出額には、消費税相当額を除外した金額を記載してください。

3 宿泊費について

Q3-1 宿泊施設については、ウィークリーマンションやマンスリーマンションなども対象となるか。

A 補助対象と認められる宿泊施設は、以下の条件を満たすものです。

- ・ 個室で、トイレやお風呂が個別管理できるなど、国が示す基準(厚生労働省HP(水際対策の抜本的強化に関するQ&A)参照)を満たすこと。
- ・ 検疫所に申告した待機場所であること。

・ 宿泊施設の発行する領収書等により、宿泊者、宿泊日、宿泊費の全てを確認できること。

上記の条件を満たす場合には、ウィークリーマンションやマンスリーマンションなど、ホテル以外の施設も対象となり得ます。

Q3-2 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

A 食費は補助対象外です。ただし、宿泊費と一体となり、分けることができない宿泊に伴う食費(朝食付き宿泊プラン)については、例外的に宿泊費として補助対象となり得ます。

外国人技能実習生等受入企業  
緊急支援事業補助金  
～Q&A～

令和2年12月23日時点

技能実習生が  
実習する事業所等が  
福岡県内の場合  
対象です

消費税は  
交付対象額に  
含まれません

ひとりひとりの行動が  
福岡を救う。日本を救う。

